

〔論 文〕

史跡の活用と博物館

——史跡・遺跡の観光資源化への序論——

和 泉 大 樹

I はじめに

本稿は、「観光」というコンテキストにおいて史跡・遺跡の活用理論を構築するための基礎的研究の1つとして、史跡を活用した事業の内容から、史跡と博物館の関係性について考察することを目的としたものである。

「史跡」とは「記念物」のうちの重要なものである。文化財保護法第2条において、我が国の文化財の定義がなされているが、ここで「記念物」については、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの」¹⁾の総称として定義がなされている。そして、文化財保護法第109条において、「記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる」²⁾、「前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる」³⁾としている。つまり、「記念物」において重要なものを「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、また、それらにおいて特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定して保護を図っている。

ところで、文化庁が「従来、史跡等の保護に

ついては、厳密な保存を第一義としてきたこともあり、活用に関する取組みが多彩に行われ始めたのはつい最近のことである」⁴⁾と記すとおり、積極的に史跡の活用が意識されはじめたのは、ごく最近のことである。ましてや、「史跡指定等により現状保存された遺跡、重要文化財等に指定された出土文化財をはじめ、地域にとって重要な遺跡や出土文化財は、地域の活性化に貢献し、場合によっては産業の育成や観光に結びつくこともある等、地域づくりを進めるうえで多様な価値をもっている」⁵⁾という見解のような観光振興やまちづくりを視野に入れた史跡の活用などは考え始めてまだまだ日が浅い。

しかしながら、外国人観光者の急激な増加や地方創生の潮流における観光を手法とする地域活性化への取り組みの活発化などの近年の社会情勢を踏まえれば、史跡の活用理論などの具体的研究の進展が求められていると考えることに異論はなからう。

例えば、観光の側からは、平成24年3月30日に閣議決定がなされた『観光立国推進基本計画』における「記念物」を含む文化財に関しては、「文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発」というタイトルを立て、「国民的財産である文化財（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）は我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであるとともに、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであり、重要な観光資源ともなるものである。このため、文化財について国と地方公共団体、所有者、国民が一体となって保存修理や整備等に取り組むことにより、文化財を災害や衰退の危機等から保護し



写真1 史跡金山古墳 (筆者撮影)

て次世代に継承していくとともに、積極的な公開・活用を行っていく」⁶⁾との記述が認められる。また、平成27年5月22日に閣議決定がなされた『文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－(第4次基本方針)』においても、「文化財は、我が国の歴史の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映して伝承され発展してきたものであり、人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すとともに、現代の我が国の文化を形成する基層となっている。今日の社会構造や国民の意識の変化等を踏まえ、新たな課題にも積極的に対応することが求められていることから、次の施策を講ずる」⁷⁾と前置きし、「国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に推進する」⁸⁾とし、史跡を含む文化財の積極的な公開・活用の

推進を思考していることが認められる。

このような現状を踏まえ、冒頭で記した目的に沿って、論を進めていくこととする。

Ⅱ 史跡を活用した事業内容の検討

本章では史跡の活用事例を取り上げてその内容の確認を行う。なお、事例として取り上げるのは大阪府下に所在する①史跡金山古墳(大阪府南河内郡河南町)、②史跡赤阪城跡(大阪府南河内郡千早赤阪村)、③史跡心合寺山古墳(大阪府八尾市)の3つの史跡である⁹⁾。

①史跡金山古墳

史跡金山古墳は、大阪府南河内郡河南町に所在する6世紀末から7世紀初頭の時期の古墳で、南北に並ぶ大小2つの円丘を合わせた双円墳という全国的にも珍しい形状をした古墳で



写真2 史跡赤阪城跡内の「下赤阪の棚田」 ※写真の右側は史跡外

写真提供：千早赤阪村

あることから、早くから研究者に着目されていた。

古墳北丘は2段、南丘は3段に築かれ、北丘には長さ約10mの横穴式石室があり、2基の凝灰岩製の家形石棺が見つまっている。

平成3年(1991)2月15日に国史跡の指定を受け、平成4年(1992)から平成6年(1994)にかけて史跡整備を行い、平成7年(1995)に史跡公園としてオープンしている。

史跡金山古墳を活用して、以下のような取り組みが実施されている。

□遺跡見学ツアーの実施

史跡金山古墳を活用した遺跡見学ツアーが実施されている。平成22年(2010)に、一般国道309号線河南赤阪バイパス建設に伴う芹生谷遺跡の発掘調査が行われ、遺跡から平安時代や鎌

倉時代の集落跡が発見された。このことを周知するとともに、文化財保護意識の啓発なども視野に入れて、大阪府・河南町・千早赤阪村により芹生谷遺跡のみでなく、周辺の遺跡も含めた府民参画型の発掘体験、勾玉作り体験、周辺遺跡に関するパネル展示などのイベントが2週にわたって開催されたが、その際、芹生谷遺跡に隣接した史跡金山古墳は事業の核となり、史跡金山古墳の見学を含むバスツアーやウォーキングツアーなどが実施された。

②史跡赤阪城跡

史跡赤阪城跡は、大阪府南河内郡千早赤阪村に所在する楠木正成が築城したとされる中世山城跡で、『太平記』により広く知られている。標高185m、比高61mを測る。山城の遺構は不明瞭であるが、曲輪を思わせるような平坦地が見

られるほか、「甲取」、「矢場武」、「城ヶ越」などの城跡との関連性が伺える字名が残存している。

赤阪城跡は、昭和9年(1934)3月13日に国史跡に指定されているが、同日に全国の南朝関係史跡17カ所が指定されており、皇国史観の時代の流れに乗じた国史跡への指定であったことが伺える。

平成16年(2004)に『史跡赤阪城跡整備計画』が策定され、眺望学習広場や一部の見学道などが整備されている。

また、平成11年(1999)に農林水産省による「日本の棚田百選」の指定を受ける「下赤阪の棚田」を史跡の一部に含んでいるが、『太平記』には「かの赤坂の城と申すは、東一方こそ山田にて、畔重々に高くして、些と難所なれ、三方は皆地に連なりたる平場なり」¹⁰⁾と赤阪城跡の東側は棚田であったことが『太平記』の記述から認められ、歴史を遡ることができる文化的景観も兼ね備えた史跡であると言えよう。

史跡赤阪城跡を活用して、以下のような取り組みが実施されている。

□アートイベントの開催

平成17年(2005)から複数年、地元の芸術家を中心となり、史跡赤阪城跡の眺望学習広場に芸術作品を設置し、作品、史跡赤阪城跡、棚田とともに芸術化した「歴史」と「農業」の重なり合うパフォーマンスを行うという趣旨により、「千早赤阪村野外美術展」が行われた。30名近くのアーティストが参加し、多くの芸術作品が史跡地内に並んだ。

□ライトアップイベントの開催

平成21年(2009)より、史跡および棚田を活用した竹灯籠によるライトアップイベント「棚田夢灯り」が実施されている。このイベントでは地元中学校吹奏楽部による演奏や地域の伝統的な獅子舞、模擬店、物産市などが行われている。

また、この日に合わせて村内の文化財などを

案内するボランティアガイドの会である「まさしげくんガイドクラブ」による史跡案内が行われている。

③史跡心合寺山古墳

大阪府八尾市に所在する史跡心合寺山古墳は、古墳時代中期に造られた前方後円墳で、全長約160m、高さ約13mを測る中河内最大の古墳である。古墳は三段築成で、くびれ部西側に造り出しがあり、平坦面に円筒埴輪や朝顔型埴輪など、3000本以上の埴輪が並べられていたと考えられ、墳丘斜面は、葺石で覆われていたことが確認されている。埋葬施設は後円部に3つの粘土槨が、前方部では木棺1基が検出されている。埋葬施設からは、青銅鏡・甲冑・大刀・勾玉などの副葬品が出土している。

昭和41年(1966)2月25日に国指定史跡に指定され、平成5年(1993)から平成15年(2003)にかけて「史跡整備事業」に伴う本格的な発掘調査が実施され、平成13年(2001)から平成17年(2005)にかけて整備工事が行われた。

史跡整備に伴い、再現された埋葬施設や出土した埴輪や遺物の展示、映像コーナーなどにより構成される展示室をはじめ、ガイダンスホールや書籍が閲覧できる古墳情報コーナーなどが設けられた八尾市立しおんじやま古墳学習館と呼称されるガイダンス施設が史跡に併設された。八尾市立しおんじやま古墳学習館は、平成17年(2005)4月の開館当初より現在まで、指定管理者制度のもと、特定非営利活動法人歴史体験サポートセンター楽古により管理運営がなされている。管理運営にあたる当該法人は、歴史をテーマに体験学習などを提供するボランティアグループとして、平成12年(2000)に任意団体として設立され、平成15年(2003)に法人となった団体で、歴史を学ぶ楽しさや大切さを感じてもらうことを目的として、勾玉作り体験、土器作り体験、火おこし体験などの歴史体験プログラムを自主講座や出前授業などのスタイルにより提供している組織であり、教育普及への取り組みにより多くの実績を持つ点に特徴



写真3 史跡心合寺山古墳 (筆者撮影)

が見出せる。

当該法人により、史跡心合寺山古墳を活用して、以下のような取り組みが実施されている¹¹⁾。

□体験プログラムの実施

ガイダンスホールの一角に体験コーナーを設け、そこで勾玉作り体験やミニ埴輪ストラップ作り体験などを実施している。

□クイズラリーの実施

史跡心合寺山古墳をはじめとする各所に「言葉」を隠し、それを集めるというコンテンツで実施している。参加者が何度でも楽しめるように3ヶ月に1回、その内容を更新している。

□「しおんじやまカード」の配布

体験コーナーやクイズラリー参加者にリピー

ターになってもらうことを目的として史跡心合寺山古墳や周辺古墳のことを説明したカードを配布している。

□子ども向け講座

埴輪作りなどの子ども向けの講座を実施している。なお、子どもの体験講座は、歴史だけでなく自然などもテーマとして、申し込み不要というスタイルで、毎月第3日曜日に定期的の実施することにより人気の事業となっている。

□講演会の実施

年に数回、考古学や歴史に関する講演会を実施している。なお、講演会については、通常90～120分程で開催されるものが大半であるが、60分にして、初心者の方にも理解され、興味を持てるよう、講師には専門用語などを出来るだけ使用しないようお願いしている。毎月第1

土曜日に実施している当該事業は、気軽な講演会として地域からの参加者を中心に人気を博している。

□セスナ機古墳ツアー

史跡心合寺山古墳だけでなく、現在、世界遺産の登録を目指している百舌鳥・古市古墳群の巨大前方後円墳をセスナ機に搭乗し、上空から見学するという事業で、年に1回程度、約20名の定員で「大阪の巨大古墳体験ツアー」として実施されている。

ツアーは午前中、中河内最大の史跡心合寺山古墳及びしおんじやま古墳学習館の展示室や大阪府下最大級の規模である愛宕塚古墳などをガイドによる説明を聞きながら見学し、午後からは、八尾空港よりセスナ機に搭乗し、史跡心合寺山古墳や百舌鳥・古市古墳群を上空から見学するという大阪府下の大型古墳を満喫するという内容で実施されている。

また、昼食には八尾市内の懐石料理店としおんじやま古墳学習館のコラボレーションにより誕生した「古墳懐石弁当」を頂くが、この弁当は、ごはんを前方後円墳形に盛り付けたり、円筒埴輪形のゴボウ、水鳥形埴輪を意識した煮物をおかずとするなど、大変ユニークな弁当となっている。まさに1日古墳を堪能するツアーである。

□PRキャラクターの活用

小学校などが見学に訪れる際に、地域の古墳や歴史のことがもっと児童の印象に残るようにという考えのもと、平成24年(2012)に「ハニワこうてい」という蓋形埴輪をモデルにしたPRキャラクターが考案された。「ハニワこうてい」は「しおんじやま古墳を本拠地に、古墳や埴輪の魅力を世界に伝えることで世界征服を目指しているハニワ帝国の皇帝」¹²⁾というストーリー設定で、しおんじやま古墳学習館にとどまらず、様々なイベントにも登場しながら、「ハニワこうてい」のブログやSNSにより、情報を発信している。また、少しずつ、テレビや新聞

などのメディアへの露出も増え、PRキャラクターとして有効に機能しており、なくてはならない存在となっている。

□グッズの販売

「メモ帳」や「ボールペン」、「定規」、「キーホルダー」など、先に記した「ハニワこうてい」に関連するグッズの開発や販売を実施している。また、「ハニワこうてい」を焼印した「ハニワこうてい煎餅」を販売するなど、菓子商品の展開にも着手している。

他にも「しおんじやまオリジナル缶バッジ」や「しおんじやま古墳はがき」、「埴輪ぬいぐるみキーホルダー」などの古墳に関連するグッズも販売されている。

なお、これらは、しおんじやま古墳学習館のミュージアムショップで販売されている。

□他の博物館との連携

近年、各地で博物館によりイベントが開催されているが、そのようなイベントに出張している。例えば、兵庫県立考古博物館による「全国古代体験フェスティバル」や大阪府立弥生文化博物館によるイベントなどに出張して体験プログラムなどを実施しながら、史跡心合寺山古墳やしおんじやま古墳学習館などについてのPRも行っている。

□大学との連携事業

大学と連携した事業も展開している。筆者の研究室と連携し、平成28年3月5日(土)に「高安山麓ハイキング～タカヤスコイメグリ～」を実施した。しおんじやま古墳学習館の協力のもと、研究室ゼミ生が八尾市高安地域に残る在原業平の恋に関する伝説をテーマにしたハイキングツアーを企画・実施している。ここでも先に記した「古墳懐石弁当」と同様に、業平の恋の伝説には笛が登場することから「フキ」を笛に見立てたり、『伊勢物語』の竜田川の記述から「竜田揚げ」を入れるなどの「業平弁当」を学生が発案し、弁当の包紙も学生がデザインしてい

表1 史跡の活用範囲・内容などの比較

史跡名称	所在地	併設施設	基本的な活用範囲(場所)		活用の内容	
			史跡内	史跡外	歴史的	歴史以外の要素
史跡金山古墳	大阪府南河内郡河南町	無	○		○	
史跡赤阪城跡	大阪府南河内郡千早赤阪村	無	○		○	○
史跡心合寺山古墳	大阪府八尾市	有	○	○	○	○

る。また、当日、参加者への説明は学生が担当している。

一見、史跡心合寺山古墳とは無関係な内容であるが、昼食場所をしおんじやま古墳学習館にするなどの措置を取り、少しでも史跡や学習館の活用へつながるよう尽力している。

□PR イベント

他の博物館も参加して八尾市内のショッピングモールで開催されたイベントにおいて、「ハニワこうてい」を登場させたり、ワークショップを行うなど、史跡から離れた場所で史跡の積極的なPRに努めている。

以上のように、①史跡金山古墳(大阪府南河内郡河南町)、②史跡赤阪城跡(大阪府南河内郡千早赤阪村)、③史跡心合寺山古墳(大阪府八尾市)の3つの史跡の活用について確認した。これらはその内容から表1のように整理することができる。

詳細に分析してみると、①史跡金山古墳については、見学ツアーを実施していたが、これは史跡(現地)に人々を呼び込むという発想のものであり、主として歴史ファンが反応する類の活用であると評することができよう。

②史跡赤阪城跡については、各地で行われている手法である「アートイベント」や「ライトアップ」を取り入れているという点で歴史ファンだけではなく、その対象を広げようとしており、①史跡金山古墳とは異なりを見せるが、やはり、①史跡金山古墳と同様に遺跡(現地)に人々を呼び込むという発想は同じであり、あくまでもイベントであるため一過性の思考が顕著である。

③史跡心合寺山古墳については、「講座」や「講演会」などの様々な手法でもって史跡(現地)へと人を呼び込もうとする点は、①史跡金山古墳や②史跡赤阪城跡と同様であるが、例えば、「セスナ機古墳ツアー」における「古墳懐石弁当」や「グッズ販売」における「ハニワこうてい煎餅」などは、小規模ながら地域の店舗を巻き込んだ展開がなされており、今後の展開次第でコミュニティベースの経済振興などにつながる可能性が見出されるなど、①史跡金山古墳や②史跡赤阪城跡で看取された史跡(現地)に人を呼び込むという発想に加えて、地域のステークホルダーを巻き込む、つなげるという発想をも持していることが認められる。また、ショッピングモールにおけるPR活動は、史跡から離れた場所で史跡をPRしていることになるが、このことは、①史跡金山古墳や②史跡赤阪城跡には見られない内容のものである。加えて、情報発信という観点からもブログやSNSなどを積極的に意識している点で③史跡心合寺山古墳が①史跡金山古墳や②史跡赤阪城跡とは異なる。

このように③史跡心合寺山古墳が、①史跡金山古墳や②史跡赤阪城跡と大きく異なる結果となったのは、③史跡心合寺山古墳にのみ、専門的知識を有したスタッフが常駐するしおんじやま古墳学習館という博物館(ガイドンス施設)が存在することが、その要因の1つと考えられるのである¹³⁾。①史跡金山古墳の活用については、その所在自治体である河南町役場が主体者であり、②史跡赤阪城跡の活用については、地域の芸術家、千早赤阪村役場が事務局を務める棚田夢灯り&収穫祭実行委員会が主体者である。しかしながら、③史跡心合寺山古墳の活用は、併設施設の指定管理者である特定非営利活

動法人歴史体験サポートセンター楽古が主体者となり、そのことに専念しているのである。観光資源としての遺跡を思考する際にもこのように遺跡に積極的に関わる専門的知識を有した組織・団体の存在が有効であろうことは、改めて論じるまでもなからう。

Ⅲ まとめ

青木豊は、遺跡が有する学術情報の伝達、遺跡に関する専門知識を有した学芸員の配置などの観点から、「史跡の活用には博物館が不可避なのである」¹⁴⁾との見解を示している。また、戸田哲也は、「公開された考古遺跡と博物館を一体化することにより、十分な観光考古学の対象資源となり得る」¹⁵⁾との見解を示しているが、本稿においても、分析の結果、両氏とほぼ同様の結論となった。

かつて、筆者は博物館を観光というコンテキストで捉えた論考において、「博物館には、地域の歴史・文化などの観光資源化のプロセスやその活用に積極的に関わり、偏重的な思考・実践とならないようにバランスやストッパーの役割を担うことが求められるであろう。そもそも、地域資源はそのままでは観光資源として成立し得ない。観光資源は、地域資源に地域の創意工夫を加えて、魅力ある観光資源（観光対象）として育て上げられるものなのである。したがって、博物館は、この「地域の創意工夫」に積極的に関わりをもつべきであると考えられる」¹⁶⁾と論じたことがある。すなわち、外国人観光者の増加や地方創生の潮流における観光による地域活性化の展開などの現在の社会状況にあっては、博物館が地域資源の観光資源化へ積極的に関与していく必要があるのではないかと論じた。

本稿で取り上げた史跡の活用を思考する際においても創意工夫は必要であろう。もう少し正確に言えば、史跡の本来の価値を理解する専門的知識に裏打ちされた創意工夫、地域目線での創意工夫が必要とならう。博物館は専門的知

識を持った学芸員が配される施設であるし、また、資料を収集・保管・展示・調査研究する施設である。加えて、入館者が、ボランティアスタッフが、地域団体の利用などにより地域の人々が集まる施設なのである。資料が、人が、情報が集まる施設なのである。創意工夫に積極的に関係していくに適していると評することが可能であろう。

もちろん、すべての史跡にガイダンス施設や体験学習施設が併設されている訳ではない¹⁷⁾、たとえ併設されていたとしても財政的事情などにより十分な運営ができない場合もあろうが、そのようなケースにおいては、併設施設ではなくとも地域の博物館や自治体の文化財担当部署などがその役割を代替する必要があると考えられるのである。このような観点からは、学芸員や文化財担当者にも観光やまちづくりに関する知識が不可欠であろうし¹⁸⁾、また、自治体の観光担当部署、観光やまちづくりに関係する組織・団体においても史跡や遺跡を有効に継続的に観光資源として活用するには、博物館が不可欠であるということが認識されるかどうか、史跡や遺跡の観光資源化の在り方に大きな影響を与えることが想像される。

〔謝 辞〕

本稿の執筆にあたり、赤井毅彦氏（河南町役場）、吉光貴裕氏（千早赤阪村教育委員会）、福田和浩氏（八尾市立しおんじやま古墳学習館）からは、多くのご教示をいただきました。

記して感謝します。

注

- 1) 文化財保護法第2条第4項。
- 2) 文化財保護法第109条第1項。
- 3) 文化財保護法第109条第2項。
- 4) 文化庁文化財部記念物課監修「第2章史跡等の保護と整備の歴史 第3節史跡等の公開・活用」『史跡等整備の手引き—保存と活用のために—』I 総説編・資料編, 2005年, 同成社, 39ページ。
- 5) 『埋蔵文化財の保存と活用(報告)—地域づくり・人づくりをめざす埋蔵文化財行政—』2007年, 埋

蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会、4 ページ。

- 6) 『観光立国推進基本計画』(平成24年3月30日閣議決定), 29～30 ページ。
- 7) 『文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる—(第4次基本方針)』(平成27年5月22日閣議決定), 21 ページ。

なお、当該方針については、他にも以下のような文化財に関する方針が記載されている。

・「日本遺産 (Japan Heritage)」認定の仕組みを新たに創設し、歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信するなど、地域の複数の文化財を総合的かつ一体として活用する取組を支援する。

・各市町村における歴史文化基本構想の策定の支援等により、その周辺環境も含めた地域の文化財の総合的な保存・活用を推進する。また、その取組の一環として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)等を活用し、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境を一体のものとして保存・活用を図る。

・文化財登録制度を活用し、近代をはじめとした文化財の登録を進め、文化財保護の裾野の拡大を図る。

・有形の文化財について、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理の充実を図る。また、防災・防犯の対策を計画的かつ継続的に実施するための支援の充実を図るとともに、所有者の防災・防犯意識の向上を図る取組等を推進する。

・無形の文化財について、伝承者の確保・養成とともに、その保存に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要の伝統的技術の継承を図るための支援を充実する。

・古墳壁画の保存・活用方策を、関係機関等とも連携して推進する。高松塚古墳壁画については、引き続き修理を行いつつ適切な保存・活用に努めるとともに、修理後の保存管理・公開の具体的な方策について検討する。また、キトラ古墳壁画については、引き続き修理を行い、新たに整備される施設において、適切な保存・活用に努める。

・文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存・継承を図る。

・地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む。

・独立行政法人国立文化財機構は、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において、引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存

修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。

・東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財について早急に保存・修復等の措置を講じ、被災地の復興支援に努める。また、大規模災害に対応した文化財等の防災・救出に係る全国的な体制整備の促進に努める。

・我が国の近現代建築に関する資料(図面や模型等)のうち、学術的、歴史的、芸術的価値が高いものについて、その劣化、散逸、海外への流出等を防ぎ、次世代に継承するとともに、建築資料の展示・普及活動を通じて国民の理解を増進するため、国立近現代建築資料館の機能の充実を図る。

- 8) 前掲注7)
- 9) 取り上げる事例数としては少ないが、本稿は自身の研究計画においては出発的な研究と位置付けられるものであり、今後、各地の事例検証に努めその数を増やしていきたい。

なお、この事例を記すにあたり、赤井毅彦氏(河南町役場)、吉光貴裕氏(千早赤阪村教育委員会)、福田和浩氏(八尾市立しおんじやま古墳学習館)へのヒアリング調査を実施した。

- 10) 『新編日本古典文学全集』54『太平記』①, 1994年, 小学館, 155 ページ。
- 11) しおんじやま古墳学習館の取り組みについては館長である福田氏へ実施したヒアリング調査の他、館長が館の奮闘記録としてまとめられた以下の文章を参考に整理した。
福田和浩「八尾市立しおんじやま古墳学習館の取り組み—巨大古墳のある小さなミュージアムの奮闘記録」『博物館研究』, 2016年, Vol.51 No.7 (No.577), 15～18 ページ。
また、筆者自身も「地域の振興と博物館」『観光資源としての博物館』, 2016年, 芙蓉書房出版において、しおんじやま古墳学習館の取り組みについて記した事があるが、本稿では更に詳しく記している。
- 12) 前掲注11) 福田18 ページ。
- 13) 史跡心合寺山古墳の場合は、指定管理者制度が機能しているという点もその要因としてあげることができよう。なお、本稿では当該ガイドランス施設についても学芸員資格を持する職員の配置という観点から大きく博物館として捉えて記述している。
- 14) 青木豊「遺跡博物館の概念—法制度・保護思想の変遷と風土記の丘—」『地域を活かす遺跡と博物館 遺跡博物館のいま』, 2015年, 同成社, 20 ページ。
- 15) 戸田哲也「遺跡活用のコラボレーション—官・学・産・民—」『観光考古学』, 2012年, ニューサイエンス社, 89 ページ。

- 16) 前掲注11) 拙稿, 177ページ。
- 17) 文化庁は, 文化庁文化財部記念物課監修「第4章 公開・活用 第3節 公開・活用のための施設づくり」『史跡等整備の手引き—保存と活用のために—』Ⅱ計画編, 2005年, 同成社, 330ページにおいて, 史跡の公開・活用のための施設として「ガイダンス施設」, 「体験学習施設」などをあげている。このことに関して, 青木豊は前掲注14) 資料において, 「史跡整備の活用の基本である情報の伝達機関としての博物館は記されていない」と意見している。
- 18) 一般に学芸員は歴史系・自然史系などの領域から, 自身が専門とする分野を持しているが, これからは観光やまちづくりを専門とする学芸員の配置が博物館をより有効に機能させるのではないかと漠然と想像している。もちろん, 学芸員は資料を扱えるということが大前提であり, かつ, 学芸員が複数配置されている館ということになると考えられるため, 実際には困難であろうが。

参考文献

- 『堺・南河内の文化遺産』阪南大学国際観光学部開設記念シンポジウム講演資料, 2009年, 阪南大学。
- 『史跡赤阪城跡整備基本計画』, 2004年, 千早赤阪村教育委員会。
- 『八尾市史』, 1958年, 八尾市史編纂委員会。
- 史跡金山古墳 (河南町 HP)
<http://www.town.kanan.osaka.jp/kananchotte/kankogaido/rekishibunka/1394613980774.html>
- 史跡赤阪城跡 (千早赤阪村 HP)
<http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/kankouannai-1.html>
- 下赤阪の棚田 (千早赤阪村 HP)
<http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/kankouannai-4.html>
- 史跡心合寺山古墳 (八尾市 HP)
http://www.city.yao.osaka.jp/site_policy/0000000022.html
- 八尾市立しおんじやま古墳学習館 (八尾市立しおんじやま古墳学習館 HP)
<http://www.racco-taiken.com/sionji/>

(2016年11月18日掲載決定)